

Ver 1.5

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく
温室効果ガス排出削減プロジェクト申請書

プロジェクト名	埼玉県もくねん工房の木質ペレットを活用した化石燃料代替プロジェクト
プロジェクト 代表事業者名	株式会社クレコ・ラボ



提出日 2010年4月16日

受理日 2010年4月30日

最終版提出日 2010年5月11日

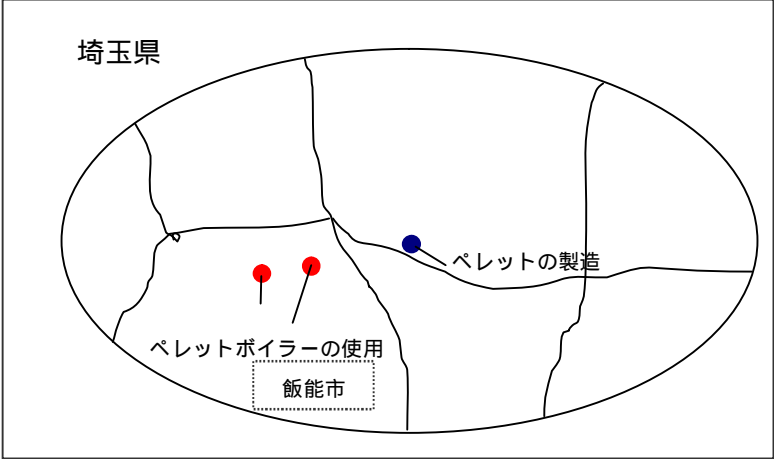
A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 1			
事業者名(フリガナ)	株式会社クレコ・ラボ		
住所	〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3 - 2 1 プラットフォームアネックス竹橋05 610		
代表者氏名	興津世禄	担当者氏名	興津世禄
担当者所属	-	担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail	seiroku@creco-lab.co.jp	担当者電話番号	03-5259-8511
プロジェクトでの役割	全体調整及び申請書作成等		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) 2			
事業者名(フリガナ)	さわらびの湯(サワラビノユ)		
住所	〒357-0112 埼玉県飯能市下名栗6 8 5		
代表者氏名	白鳥陽子	担当者氏名	江坂幸夫
担当者所属	-	担当者役職	設備担当 副支配人
担当者 E-mail	-	担当者電話番号	042-979-1212
プロジェクトでの役割	ボイラー利用による削減の実施		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) 2			
事業者名(フリガナ)	名栗げんきプラザ(ナグリゲンキプラザ)		
住所	〒357-0111 埼玉県飯能市上名栗1 2 8 9 - 2		
代表者氏名	関智	担当者氏名	山崎嘉久
担当者所属	総務	担当者役職	-
担当者 E-mail	-	担当者電話番号	042-979-1011
プロジェクトでの役割	ボイラー利用による削減の実施		
プロジェクト参加者 3 4			
事業者名(フリガナ)	協同組合西川地域木質資源活用センター(もくねん工房)		
住所	〒357-0122 埼玉県飯能市大字中藤中郷4 0 0 - 1		
代表者氏名	梨木芳太郎	担当者氏名	臼井義人
担当者所属	事務局	担当者役職	-
担当者 E-mail	mokunen@guitar.ocn.ne.jp	担当者電話番号	042-970-3355
プロジェクトでの役割	ペレットの製造		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 5			
事業者名(フリガナ)	株式会社クレコ・ラボ		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 6			

ダブルカウントの防止の措置 7	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	株式会社クレコ・ラボ
公的な報告・公表制度	特になし
自主的な報告・公表対象	特になし

- 1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- 2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- 3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- 4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- 5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- 6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- 7: オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款を参照すること。

B：プロジェクト活動の概要	
	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組合西川地域木質資源活用センター（もくねん工房）で製造するペレットを燃焼機器（ペレットボイラー）とともに導入し、重油や灯油などの化石燃料を代替する。 ・ 木質ペレット燃料利用による、化石燃料代替効果（CO2 削減、エネルギーセキュリティ）を狙っていると同時に、従来はほとんど活用されることのなかった樹皮（バーク）の有効活用を目的としている。
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>さわらびの湯について 木質ペレットボイラー（2004年3月導入）設置前は、温水の熱源に灯油焚ボイラー（1990年導入、株タクマ製、50万kcal/hr）を使用していた。また、ペレットで使用するバークは、周辺の製材所等（別添参照）で発生する樹皮（バーク）材を中心とする材であるが、従来は使われずに捨てられていた。 なお、現在灯油焚ボイラーはペレットボイラーのバックアップ用として使用している。 本プロジェクトは2008年4月以前に実施された当時としては先進的な事業であり、これまで原油高の一時期を除いては化石燃料との価格競争に苦しんでいる。今後事業を継続していくうえで J-VER クレジット取得による経済的メリットとともに燃料の付加価値を高めるためのブランディングが必須といえる状況である。</p> <p>名栗げんきプラザについて 木質ペレットボイラー（2007年3月導入）設置前は、温水の熱源に灯油焚ボイラー（容量：50万kcal×2基）を使用していた。また、ペレットで使用するバークは、周辺の製材所等（別添参照）で発生する樹皮（バーク）材を中心とする材であるが、従来は使われずに捨てられていた。 なお、現在灯油焚ボイラーは廃棄されている（廃棄申請資料あり）。 本プロジェクトは2008年4月以前に実施された事業であり、上記のさわらびの湯と同様に今後事業を継続していくうえで J-VER クレジット取得による経済的メリットとともに燃料の付加価値を高めるためのブランディングが必須といえる状況である。</p>
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>さわらびの湯について さわらびの湯では、灯油焚ボイラーに替えて、木質ペレットボイラー（給湯用、温水ボイラー）を新たに導入し、ボイラー燃料をこれまでの灯油から、周辺地域（飯能市）の森林から排出される木材の製材残さ（バークが主原料：95%バーク材、残りはおが粉など）を原料とする木質ペレットに代替することで、CO2 排出量を削減する。</p>

	<p>名栗げんきプラザ 上記と同様です。</p>									
B.2 採用技術	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。)</p> <p>もくねん工房(木質ペレット製造所)について ペレット製造設備(旭機械株式会社) 平成15年5月導入 容量:ペレタイザー1.1トン/h</p> <p>さわらびの湯について 温水ペレットボイラー(二光エンジニアリング株式会社)平成16年3月導入 型式 RE-50L 熱出力 500,000kcal/hr 効率 84.7% 耐用年数 8年(メーカーヒアリングより) 給湯用</p> <p>RE-50Lの後継機種RE-50NはRE-50Lをマイナーチェンジしたものであり、躯体部分をスケールダウンしてコンパクトにしたものである。したがって装置としての性能面は変わらないことから、添付のカタログ「資料2_カタログ(二光エンジ)」で読み替えが可能とした。</p> <p>名栗げんきプラザ 温水ペレットボイラー(金子農機株式会社)平成19年3月導入 型式 SKP-500 熱出力 500,000kcal/hr(581.4kW)×2基 効率 82.9% 耐用年数 8年(メーカーヒアリングより) 給湯用、暖房用それぞれ1基(合計2基)</p> <p>さわらびの湯と名栗げんきプラザで合計3基の温水ペレットボイラー</p>									
B.3 プロジェクト 実施場所	<p>実施事業所名</p> <p>住所</p>	<p>木質ペレット製造所:もくねん工房 ボイラー導入事業所:さわらびの湯、名栗げんきプラザ</p> <p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <table border="1" data-bbox="614 1489 1401 1675"> <thead> <tr> <th>実施場所</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原材料の調達</td> <td>別添の一覧にある事業者(組合員)から調達</td> </tr> <tr> <td>ペレットの製造</td> <td>埼玉県飯能市中藤中郷400-1</td> </tr> <tr> <td>ペレットボイラーの使用</td> <td>・埼玉県飯能市下名栗685 ・埼玉県飯能市上名栗1289-2</td> </tr> </tbody> </table>	実施場所	住所	原材料の調達	別添の一覧にある事業者(組合員)から調達	ペレットの製造	埼玉県飯能市中藤中郷400-1	ペレットボイラーの使用	・埼玉県飯能市下名栗685 ・埼玉県飯能市上名栗1289-2
実施場所	住所									
原材料の調達	別添の一覧にある事業者(組合員)から調達									
ペレットの製造	埼玉県飯能市中藤中郷400-1									
ペレットボイラーの使用	・埼玉県飯能市下名栗685 ・埼玉県飯能市上名栗1289-2									

	概要	<p>(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)</p>  <p>The map shows the outline of Saitama Prefecture (埼玉県) with internal county boundaries. A dashed box in the southern part of the map indicates the location of Ina City (飯能市). Two red dots with leader lines are labeled 'ペレットボイラーの使用' (Pellet boiler usage), and one blue dot with a leader line is labeled 'ペレットの製造' (Pellet production).</p>
--	----	---

B：プロジェクト活動の概要							
B.4 プロジェクト期間 1	2004年3月～2014年2月(10年)						
B.5 クレジット期間 2	2008年4月1日～2013年3月31日						
B.6 想定排出削減量 3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	229.7	229.7	229.7	229.7	229.7	1,149
B.7 モニタリング報告の頻度	2年に一回の予定 検証にかかる経費節約のため 第1回目は2008年4月～2009年12月までを予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元	<さわらびの湯> 木のある生活空間づくり事業(未利用木材資源有効活用施設整備事業)/埼玉県 <名栗げんきプラザ> 強い林業木材利用交付金/埼玉県					
	補助金額 (申請額含む)	<さわらびの湯> 10,000,000円(補助率1/2) <名栗げんきプラザ> 16,505,000円(補助率1/2)					
	補助金の使途	ペレット焚温水ボイラー導入					
	補助対象年月日	さわらびの湯：2004年3月 名栗げんきプラザ：2007年3月					
	補助金を受給していることを証明する書類	別添資料参照(「資料 S_さわらびの湯補助金.pdf」及び「資料 S_名栗げんきプラザ補助金.pdf」)					
B.9 他制度への申請 4	申請の有無 (いずれかに)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)						

備考	<p>(プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定し、影響の軽減措置を記述すること。)</p> <p>もくねん工房からのペレット供給量が不足する状況はほとんど想定されないが、万が一不足した場合には、木質バイオマスが不足する場合は、県内の他のペレット事業者から融通を受けることが可能。</p> <p>「もくねん工房」での製造停止リスク(即ち木質ペレット供給停止)を抑制する為の技術的、工場管理上の対策は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.原料は目視にて異物を取り除き、水分量 50%(乾燥機出口温度 250~300)を目安に投入する。 2.原料の水分量が多いと見受けられるときは、乾燥機投入スクリュウの詰まりが想定されるので注意する。 3.乾燥機出口付近は、300 度以上の乾燥が続いた場合、停止時に「火」が入る場合があるが、火の粉が消えるまで運転は停止しない。 4.成型機投入前の原料は、過乾燥ぎみに仕上げ、ペレットのでき具合を見ながら少量の水を加え調整する。 5.製品搬送コンベアは、熱によるチェーンの伸びがあるため、常に調整をする。 6.製品は湿気および直接日光を避け、保管の際はパレット等を敷く。
----	---

- 1:2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。
- 2:クレジット期間は、2008年4月1日~2013年3月31日の間で設定すること。
- 3:想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。
- 4:国内クレジット制度や海外の VER 制度等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブ リストの適格性 基準との 整合性	C.1.1 ポジティブ リストの 番号	No. E. <u>002</u>
	条 件	説 明 1
	C.1.2 条件1	「さわらびの湯」「名栗げんきプラザ」とともに既存の灯油ボイラーの代替として木質ペレットボイラーを導入したものである。なお、さわらびの湯の既存の灯油ボイラーはバックアップ用として現在も使われている。 (資料3_さわらびの湯(収支報告)を参照)
	C.1.3 条件2	使用している材は、周辺地域(飯能市)の森林から排出される木材の製材残さ(パークが主原料:95%パーク材、残りはおが粉など)である。パークやおが粉は今まで使い道がなかったことから廃棄されていたが、今回のペレット燃料に使うことで有効活用が可能となった。また、ペレット原料は全て国産材であり、建築廃材は含まれない。 (未利用材であることは別途資料4を参照)
	C.1.4 条件3	<p><さわらびの湯> (1) 木質ペレット購入単価 > 化石燃料購入単価 算出結果 ・木質ペレット購入単価 = 木質ペレット価格 27 [円/kg] ÷ 木質ペレット単位発熱量 18,000[kJ/kg] = 0.00150 円/kJ ・化石燃料購入単価 = 化石燃料価格 42.9[円/L] ÷ 化石燃料単位発熱量 36,699[kJ/L] = 0.00117[円/kJ] 化石燃料価格:財団法人経済調査会の2004年度の灯油店頭価格を採用(詳細は、「資料5_適格性基準との整合性.xls」の店頭価格シートを参照のこと。)</p> <p><名栗げんきプラザのケース> (2) 投資回収年数が3年以上 ・補助額:16,505,000円(総事業費33,010,000円) ・年間収入:ペレット消費量(78トン/年×18GJ/トン×1,000,000kJ/GJ)×(化石燃料(灯油)購入単価(0.00226円/kJ)-木質ペレット購入単価(0.00156円/kJ))+その他収入(205,843円/年)=1,188,008円 灯油価格:82.8円/L、灯油発熱量:8,767kcal/L、ペレット価格(実売価格):28,000円/トン、ペレット発熱量18GJ/トンとして算出 (投資額33,010,000円-補助金16,505,000円)/(年間収入約1,188,000円) =13.9年 上記より、年間運転費用をゼロとしても設備費用÷年間収入が3年を大きく上回ることから、採算性が低いといえる。</p> <p><u>上記の算定根拠の詳細については、「資料5_適格性基準との整合性.xls」を参照のこと。</u></p>

	C.1.5 条件4	
	C.1.6 条件5	
C.2 適用方法論	方法論番号	JEAM <u>002</u> Ver.2 (2009/11/10 改訂) (http://www.4cj.org/jver/index.html)
	方法論名称	化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全く準拠しない</td> <td>(オフセット・クレジット(J-VER)制度の要求事項を満たす基準・手順を作成し、その根拠を表に記入すること。)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>一部準拠しない</td> <td>(準拠しない部分について根拠を提示すること。)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。 (全く準拠しない場合: J-VER 制度では、出所が認定されたガイドライン等が存在するため、本項目において「ない」を選択することは想定されていない。) (一部準拠しない場合: J-VER 制度において整備されている各種ガイドライン等を使用せず、プロジェクト事業者が独自に作成した資料等に基づきプロジェクトを実施する場合は、独自に採用する資料等が J-VER 制度の要求水準と同等であることを証明すること。)</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない	(オフセット・クレジット(J-VER)制度の要求事項を満たす基準・手順を作成し、その根拠を表に記入すること。)	<input type="checkbox"/>	一部準拠しない	(準拠しない部分について根拠を提示すること。)	<input checked="" type="checkbox"/>
該当する	準拠の説明	説明										
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない	(オフセット・クレジット(J-VER)制度の要求事項を満たす基準・手順を作成し、その根拠を表に記入すること。)										
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない	(準拠しない部分について根拠を提示すること。)										
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する											
C.4 ベースラインシナリオ (BLS)	C.4.1 BLS の特定	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>さわらびの湯、名栗げんきプラザいずれの施設においても、プロジェクトが実施されなかった場合は、引き続き灯油が燃料として使われることになる。さわらびの湯については、以前使われていた灯油ボイラーがバックアップ用として使われていることがその証明である。また、名栗げんきプラザについても以前の灯油ボイラーをペレットボイラー導入にあたって廃止したということがその証明となる。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること) 信頼度及び入手可能性が低いデータの使用はない。</p>										
	C.4.2 BLS に関連した温室効果ガス排出源の特定	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること)</p> <p>このような事態は想定されない。</p>										
C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること)</p> <p>不確かなデータの使用はない。</p>										

C.6 備考	<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること)</p> <p>当該状況は特に想定されない。</p> <p>(将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>当該状況は特に想定されない。</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>当該リスクは特に想定されない。</p>
--------	---

- 1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に整理すること。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他				
D.1 関連する許認可及び関連法令等	(想定される関連法令等については、別紙「プロジェクト申請方法について」を参照のこと)			
		もくねん工房	さわらびの湯	名栗げんきﾌﾞｯｼﾞ
	1.大気汚染防止法	ばい煙発生装置 使用届出書提出	ばい煙発生装置 使用届出書提出	ばい煙発生装置 使用届出書提出
	2.水質汚濁防止法	該当せず	該当せず	該当せず
	3.騒音規制法	該当せず	該当せず	該当せず
	4.振動規制法	該当せず	該当せず	該当せず
	5.景観防止法	該当せず	該当せず	該当せず
	6.廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	該当せず	該当せず	該当せず
	7.環境影響評価法	該当せず	該当せず	該当せず
	8.建築基準法	該当せず	該当せず	該当せず
9.外に該当する法令	消防署への届出 書提出	消防署への届出 書提出	消防署への届出 書提出	
D.2 環境影響評価 及び環境測定	(法令等によって実施が求められていない場合は省略可) 該当しない。			
D.3 住民説明会の 実施状況	(法令等によって実施が求められていない場合は省略可) 該当しない。			